

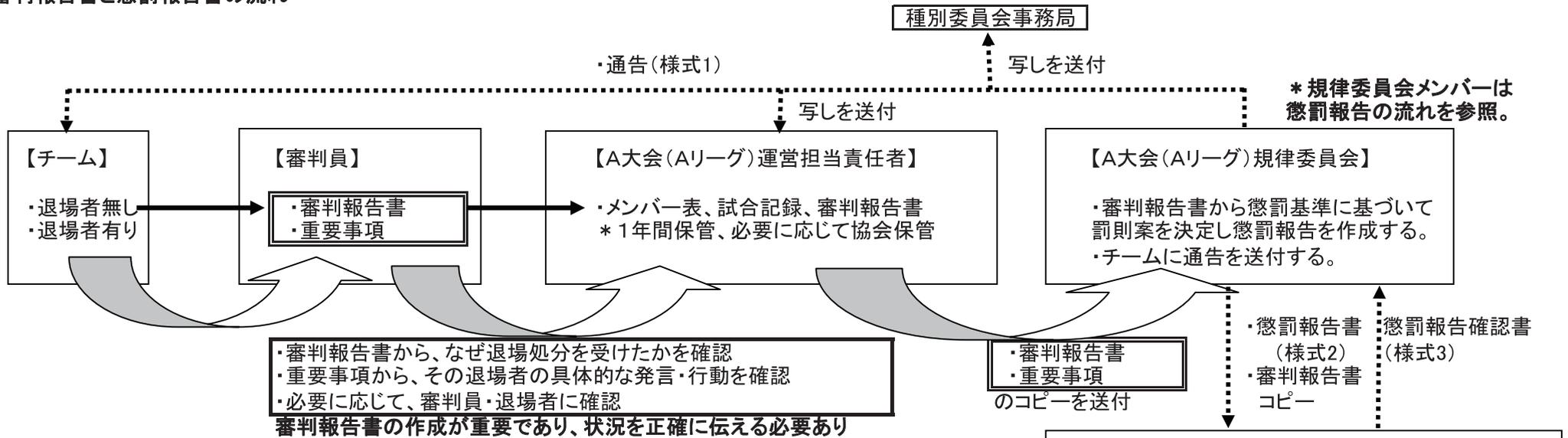
審判報告書の流れ

◎罰則の決定

【(公財) 日本サッカー協会 基本規程 第202条】
 ①本協会の規律委員会及び裁定委員会は、都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、各種連盟及びJリーグ（以下、本条において「都道府県協会等」という）の規律委員会に対して、その所管する加盟団体又は選手等に関する懲罰問題を本協会懲罰規定にしたがって処理し、懲罰を決定・適用する権限を委任する。
 ②都道府県協会等は、前項に従って懲罰問題を処理するため、それぞれ規律委員会を設置する。

【(一社) 香川県サッカー協会 基本規程 第45条】
 香川県内で実施される公式競技会における加盟チーム、加盟チームの役員および選手の違反行為に対しては、公益財団法人日本サッカー協会が定めた懲罰基準をもって罰則を適用する。

◎審判報告書と懲罰報告書の流れ



- ①退場者の有無に関わらず、審判報告書は運営担当責任者が保管(必要に応じて協会保管)する。
* 保管は原則1年間。
- ②退場者がある場合は、大会運営責任者が審判報告書(重要事項含む)コピーを大会規律委員会へ送付する。
- ③大会規律委員会は審判報告書コピーと懲罰報告書を香川県サッカー協会規律フェアプレー委員会へ送付する。
- ④大会規律委員会は懲罰確認書を受理後、当該チームへ通告を送付する(大会運営責任者、種別委員会事務局へ写しを送付する)。

【(一社) 香川県サッカー協会 規律フェアプレー委員会】

- ・懲罰報告書と審判報告書のコピーから罰則を最終決定する。
- ・懲罰報告確認書を作成して送付する。